

太陽光発電事業の現状と関連する諸制度について

1 太陽光発電事業について

太陽光発電は、昨年末時点で全国の再生可能エネルギー発電設備容量の 9 割近くを占めており、その普及は地球温暖化対策やエネルギー政策の観点から望ましいが、一方で固定価格買取制度（FIT）の導入以後の急激な普及に伴い、防災、景観、地域環境への影響についての懸念が指摘されている事例も見受けられる。

太陽光発電事業にかかる FIT 法の事業認定は国の専管事項であり、こうした中で、国において「事業計画策定ガイドライン」が平成 29 年 3 月に策定され、適正な事業実施の確保および防災・環境上の懸念等に対する地域との共生が図られるよう努められている。

県においても太陽光発電施設の設置について、関係法令、条例等に基づく対応を行うとともに、苦情等の対応を行ってきている。

2 太陽光発電事業の実施状況

県内における FIT の開始(H24. 7～)以降の太陽光発電設備の導入容量および認定容量（累積）は以下のとおりである。

	H24	H25	H26	H27	H28※
導入容量(万 kW)	2.94	13.47	28.76	42.55	50.84
認定容量(万 kW)	18.94	59.59	80.44	84.25	82.23

※H28 年度は H28. 12 末までの数値

3 関連する制度等

事業の実施に際して関連する法令・条例等は以下のとおりである。（※ゴシックが琵琶湖環境部および農政水産部関連）

法令・条例名等	規制の対象となる内容	窓口
国土利用計画法	土地に関する権利の移転等の契約を締結したとき等（市街化区域 2000m ² 以上ほか）（許可・届出）	県民活動生活課
滋賀県土地利用に関する指導要綱	10,000m ² 以上の土地において開発事業を行うおうとするとき等（届出）	県民活動生活課
土壤汚染対策法 滋賀県公害防止条例	3,000m ² 以上の土地の形質の変更をするとき等（届出）	環境政策課
滋賀県環境影響評価条例	条例で定める土地の形状の変更、工作物の新設等をしようとするとき（環境影響評価書の作成等の手続き）	環境政策課

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	・ヨシ群落保全区域内で一定の行為をしようとするとき（保全地域：許可、普通地域：届出）	琵琶湖政策課 各環境事務所
森林法	森林地域（地域森林計画対象民有林）内での開発行為で1haを超えるもの等（許可・届出）	森林保全課 各森林整備事務所
水源森林地域保全条例	水源森林地域内で、土地取引等を行うとき（届出）	森林政策課 各森林整備事務所
自然公園法 滋賀県立自然公園条例	国定公園（または県立自然公園）の特別地域内で一定の行為をしようとするとき等（許可） 国定公園（または県立自然公園）の普通地域内で一定の行為をしようとするとき等（届出）	自然環境保全課 各環境事務所
滋賀県自然環境保全条例 （自然環境保全協定実施要領）	緑地環境保全地域内で一定の行為をしようとするとき等（届出） 計画の総面積が10,000m ² 以上の土地の形質の変更をしようとするとき等（自然環境保全協定の締結）	自然環境保全課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち特別保護地区内で一定の行為をしようとするとき（許可）	自然環境保全課
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	条例において指定された区域（生息・生育地保護区）において、一定の行為をしようとするとき（届出）	自然環境保全課
農地法	農地を農地以外のものにするとき（許可・届出）	農政課 各市町農業委員会
地すべり等防止法	地すべり防止区域内で一定の行為をしようとするとき（許可）	農村振興課 各森林整備事務所 各土木事務所
砂防法	砂防指定地内で行為をしようとするとき（許可）	各土木事務所
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域で行為をしようとするとき（許可）	各土木事務所

景観法	景観計画区域における建築物の新築等の行為をするとき(届出)	都市計画課 景観行政団体である市の担当課 各土木事務所(東近江、湖東)
滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転等の行為をするとき(許可)	都市計画課 各市町担当課
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)	歴史的風致維持向上地区計画の区域(歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る)内で土地の区画形質変更等の行為をするとき(届出)	都市計画課 彦根市、長浜市
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)	歴史的風土保存区域内において、行為をしようとするとき(許可・届出)	都市計画課 大津市
都市計画法	一定規模以上の開発行為を行おうとするとき、その他、開発許可を受けた土地あるいは市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地において一定の建築行為等を行おうとするとき(許可)	各市担当課 住宅課(6町域)
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内において一定の宅地造成に関する工事を行おうとするとき(許可または届出)	大津市、長浜市、高島市 各市担当課
建築基準法	建築物、工作物を建築・築造しようとするとき(確認)	7市域・各市担当課 その他の区域・建築課、甲賀・湖東・高島土木事務所
河川法	河川区域内で行為等を行おうとするとき等(承認または許可)	河川港湾室
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為をしようとするとき等(届出)	文化財保護課 各市町教育委員会
滋賀県文化財保護条例	県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき(許可)	文化財保護課

4 許可・届出等の状況（琵琶湖環境部、農政水産部関連で実績があるもの等）

(1) 森林法

地域森林計画の対象となっている民有林において、1 ha を超えて森林を開発する場合、県知事の許可が必要（1ha 以下は市町長への届出）

◇許可基準

林地開発については、森林の働きが損なわれないことが許可の基準であり、森林を適切に残したり、必要に応じ防災施設を設置するなどの十分な対策が必要となる。

申請がなされた林地開発行為について、以下の4つの基準全てに適合しているときは許可しなければならない。

・災害の防止（法面勾配や擁壁等）

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

・水害の防止（調整池等の設置）

当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

・水の確保

当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

・環境の保全（森林率と森林の配置）

当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

※開発の目的に応じ、開発に対して残す森林の割合（森林率）が定められており、太陽光発電の場合、25%以上の森林を残す必要がある。

◇太陽光発電施設の林地開発申請状況

年度	H25	H26	H27	H28	合計
件数(件)	0	3	3	4	10
面積(ha)	0	24.74	9.72	18.38	52.84

◇規模ごとの件数

規模(ha)	件数
1～10	9
10～20	1
20～	0
合計	10

(2) 水源森林地域保全条例

水源森林地域内で、土地取引などを行う場合は、事前に知事への届出が必要

◇土地の利用目的が太陽光発電の届出状況

年度	H27	H28	合計
件数(件)	0	3	3
面積 (ha)	0	1.08	1.08

◇規模ごとの件数

規模 (ha)	件数
～0.5	2
0.5～1.0	1
1.0～	0
合計	3

(3) 自然公園法および滋賀県立自然公園条例

(ア) 国定公園および県立自然公園の特別地域内において、太陽光発電施設を設置する場合、県知事の許可が必要

◇許可基準（主なもの）

- ・当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること
- ・当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること
- ・支障木の伐採が僅少であること
- ・当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、道路の路肩および敷地境界線から5メートル（公園事業道路から20メートル）以上離れていること など

※上記許可基準は、国定公園については自然公園法施行規則の改正規則が施行された平成27年6月1日から、県立自然公園については滋賀県立自然公園条例施行規則の改正規則が施行された平成28年4月1日から適用

◇太陽光発電施設の許可状況

	年度						合計
	～H23	H24	H25	H26	H27	H28	
件数	0	2	3	13	9	3	30
敷地面積(ha)	0	1.0	1.8	17.5	5.2	0.5	26.0

※内、許可基準改正前は19件、改正後は11件

◇規模ごとの件数

規模(敷地面積 ha)	件数
0～0.1	3
0.1～0.3	11
0.3～0.5	2
0.5～1.0	10
1.0～	4
合計	30

(イ) 国定公園および県立自然公園の普通地域内において、1,000 m²を超える太陽光発電施設を設置する場合、県知事への届出が必要

◇太陽光発電施設の届出状況

平成 22 年度～平成 28 年度 0 件

(4) 滋賀県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定実施要領

計画の総面積が 1ha 以上の土地の形質の変更をしようとする場合、自然環境保全協定の締結が必要

◇協定の対象除外行為

- ・都市公園法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内において行う行為
- ・自然公園法第 20 条第 1 項に規定する国定公園特別地域および滋賀県立自然公園条例第 16 条第 1 項に規定する滋賀県立自然公園特別地域の区域内において行う行為
- ・滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の適用を受ける行為
- ・宅地又は宅地に類する土地および農地の区域内において行う行為

◇自然環境調査の実施

知事と事業者が自然環境保全協定を締結するに当たり、事前に開発予定区域における現状の動植物、地形地質、景観等を把握し、その調査結果を開発計画に反映させ、自然環境の保全と開発との調和を図る。

◇太陽光発電施設にかかる自然環境保全協定締結状況

	年度			合計
	～H26	H27	H28	
件数	0	2	1	3
事業面積(ha)	0	20.1	4.3	24.4

(5) ヨシ群落保全条例

(ア) ヨシ群落保全区域(保全地域)において造成等の行為を行おうとする場合、県知事の許可が必要

◇許可条件

- ・行為の方法および規模が、当該保全地域および隣接する保護地区、普通地区におけるヨシ群落の保全に支障を及ぼすおそれを最小限にとどめること
- ・行為によりヨシ等が消失する場合は、消失するヨシ等の面積と同等以上のヨシ等を当該保全地域内に植栽すること

◇太陽光発電施設の許可状況

	H26	H27	H28	合計
件数	1	0	0	1
許可面積(ha)	0.86	0	0	0.86

(イ) ヨシ群落保全区域(普通地域)において造成等の行為を行おうとする場合、届出が必要

	H26	H27	H28	合計
件数	0	0	0	0

(6) 農地法

農地を農地以外のものにする場合、農地法の規定による農地転用許可もしくは届出が必要(許可権者は、農地の所在地・面積により異なる。市街化区域内の農地は届出)

◇許可基準

①立地基準

- ・農地を営農条件および市街地化の状況からみて5種類に区分
- ・農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地は原則不許可

②一般基準(立地基準以外の基準)

- ・許可申請の内容について、申請目的実現の確実性、被害防除措置等について判断
- ・申請に係る用途に供することが確実と認められない場合、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合などは不許可

◇許可状況

	H23	H24	H25	H26	H27	合計
件数	1	14	66	143	113	337
許可面積(ha)	0.07	1.73	6.35	19.82	19.29	47.26

※H28年度実績は、速報値では99件、9.35haとなっている

5. 苦情等

平成26～28年度に環境事務所が把握した苦情等の事例は以下のとおりであり、現場を確認し、事業者に対応を求めるなど、適切な対応を行っている。

内 容	件数
工事中の濁水等	3
光害・景観の悪化	3
許可範囲を超えた伐採	1
その他(ハトのフンなど)	4
合計	11

6 今後の対応

琵琶湖環境部および農政水産部では、関係法令、条例等に基づき、事業者への指導および苦情対応等適切な対応を行っているところである。

なお、県民生活部においては、これまで国に対し、景観や自然環境に配慮した太陽光発電設備の適正な設置に係るガイドラインの作成を要望してきたところであり、資源エネルギー庁においては今年3月「事業計画策定ガイドライン」が策定された。今後はガイドラインの事業者への周知徹底により地域環境への影響の未然防止が更に図られるものと考えられる。

また、土木交通部では、良好な景観形成の視点から、景観審議会答申に基づいて、太陽光発電設備等を景観法の届出対象とする場合の標準モデルを作成するとともに、琵琶湖周辺における景観上重要な区域においては届出対象とすること、大規模なものは事業者が景観影響調査を実施させることについて、景観行政団体である13市から合意を得るなどの取組を進めているところである。

本県では、「しがエネルギービジョン」で、太陽光発電を推進すべき再生可能エネルギーと位置付けており、その積極的な導入を促進するとともに、琵琶湖を取り巻く豊かな自然環境を保全する滋賀県として、引き続き現状の把握に努め、太陽光発電事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう、取組を進めていく。